

意見を寄せてください！意見公募手続 第五次羽村市長期総合計画（案）

羽村市は「くひとに心 まちに風」いきいき生活・しあわせ実感都市はむら」を将来像とする第四次羽村市長期総合計画（計画期間：平成14年度～平成23年度）を策定し、その実現のために各分野におけるさまざまな施策を展開していますが、この計画が平成23年度で終了するため、平成24年度からスタートする第五次羽村市長期総合計画を策定します。

この計画の策定に向け、はむら市民懇談会や地域懇談会の開催、市政世論調査の実施などにより市民の意見を聴き、平成22年6月からは関係機関の代表者、知識経験者、市民公募委員、企業関係者などで構成された長期総合計画審議会を開催し、計画案の検討を重ねてきました。

このたび、審議会からの答申を受け、第五次羽村市長期総合計画基本構想・基本計画（案）がまとまりましたので、皆さんの意見をお寄せください。

募集期間 9月1日(木)～30日(金)（午後5時必着）

応募対象 市内在住・在勤・在学の方

および施策などに利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出

先へ（様式は問いません）

※電話での受付はできません。

※必要事項は各閲覧場所・市ホームページで確認することができます。

閲覧場所 9月1日(木)から市役所3階

政策担当窓口・市役所1階市政情報

コーナー・図書館・市ホームページ

注意

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は受け付けることができません。

○意見に対する個別の回答はできません。

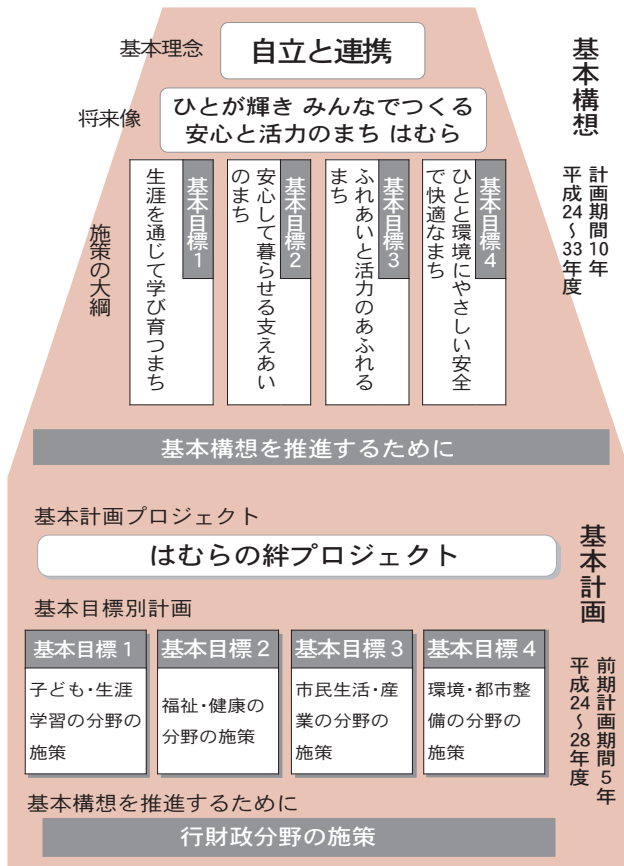
○受け付けた意見を考慮した結果は、個人情報を除き、整理・要約した内容を市ホームページなどで公表します。

提出先・問合せ 羽村市政担当〒205-18601（所在地記載不要）

FAK 554-2921

✉s101200@city.hamura.tokyo.jp

第五次羽村市長期総合計画 基本構想・基本計画（案）の概要



第五次羽村市長期総合計画の策定に向けて

長期総合計画審議会から答申書が提出されました

市では、平成24年度からスタートする第五次羽村市長期総合計画について審議するため「羽村市長期総合計画審議会」を平成22年6月に設置し、23年7月までに15回の審議会を開催しました。

8月16日(火)、同審議会から市長に答申書が提出されました。この答申を受けて、さらに議会の議決を経て、平成23年度末までに、第五次羽村市長期総合計画を策定します。

※答申の内容は、市役所3階政策担当窓口・市役所1階市政情報コー

ナー・図書館・市ホームページで
ご覧いただけます。



▲答申の様子

問合せ 政策担当

平成23年度も普通交付税の交付団体に

— 交付決定額 4億7477万4千円 —

羽村市の状況

平成23年度の普通交付税の算定では、昨年度に比べ、市民税個人分と固定資産税償却分の減などによって基準財政収入額が減少し、生活保護費の増などによって基準財政需要額が増加しました。

基準財政需要額と基準財政収入額との差引きで計算される普通交付税の決定額は、4億7477万4千円で、市は昨年度に引き続き「交付団体」となりました。

今後も歳入の確保・事業内容の見直しなどの行財政改革をさらに推進し、将来にわたり健全で安定的な財政運営に努めていきます。

他の自治体の状況

全国1771の自治体のうち、平成23年度の不交付団体は、昨年度から16団体減少し、59団体（都道府県は昨年度同様東京都のみ）となりました。

東京都の39市町村でも、平成23年度の不交付団体は昨年度から2団体減少し、6団体（立川・武蔵野市など）となりました。

問合せ 財政課財政担当

■ 普通交付税算定に関する数値の比較

区分	平成23年度	平成22年度（再算定後）	増減額
A 基準財政需要額	8,064,746千円	8,014,883千円	49,863千円
B 基準財政収入額	7,589,972千円	7,689,686千円	▲99,714千円
C 交付基準額（A-B）	（財源不足）474,774千円	（財源不足）325,197千円	149,577千円
D 調整額	0円	0円	0円
E 普通交付税決定額（C-D）	474,774千円	325,197千円	149,577千円
F 財政力指数（単年度 B/A）	0.941	0.959	▲0.018

◆ A 基準財政需要額とは

各自治体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額です。算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することにより行います。

【基準財政需要額】＝行政項目ごとの測定単位×単位費用×補正係数

【行政項目】…消防費、道路橋りょう費、下水道費、小・中学校費、生活保護費、社会福祉費、保健衛生費など

【測定単位】…人口、世帯数、面積、学校数、各種行政サービスの対象者数など

◆ B 基準財政収入額とは

各自治体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額です。具体的には、各自治体の標準的な税収入の一定割合により算入された額となります。

【基準財政収入額】＝標準的な地方税収入×75/100＋地方譲与税など

義援金を送金しました

皆さんからお預かりした、東日本大震災で被災された方への義援金は、8月15日（月）現在、2656万824円となりました。

これまで、岩手・宮城・福島県の3県の窓口には各500万円、青森・栃木・茨城・千葉の4県の窓口には各100万円を送金してきましたが、8月12日（金）付で岩手・宮城・福島の3県の窓口には各200万円を追加送金しました。

皆さんのご協力ありがとうございました。

市では、今後も義援金の受け付けを継続し、被災地の県などの窓口へ直接送金していきます。

義援金募金箱の設置場所

■ 市役所（1階：案内・市民課、2階：子育て支援課）

■ 市役所連絡所（羽村駅西口連絡所、三矢会館連絡所、小作台連絡所）

■ 市の施設（ゆとろぎ、図書館、スポーツセンター）

義援金の振込み

口座番号

西多摩農業協同組合本店 普通 0076220

口座名称

羽村市東北関東大震災義援金

※東京都内の農協各店舗窓口からの振込みは、手数料がかかります。ただし、ATMからの振込みは手数料がかかります。

問合せ 企画課企画担当